災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書

千葉市(以下「甲」という。)と公益社団法人千葉県柔道整復師会(以下「乙」という。)は、千葉市内に災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)における柔道整復師による医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(柔道整復師の派遣要請)

- 第2条 甲は、災害時等において必要があると認めた場合は、乙に対し、柔道整 復師の派遣及び医療救護活動に必要となる機材等について協力要請を行うこと ができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、乙に所属している柔道整復師の業務に支障のない範囲内において、柔道整復師を派遣するものとする。

(派遣要請手続き)

- 第3条 甲は、前条第1項の規定による柔道整復師の派遣要請を行う場合に は、次に掲げる事項を記載した柔道整復師派遣要請書(第1号様式)により、 乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは 電話等により要請することができるものとし、事後速やかに柔道整復師派遣要 請書を提出するものとする。
 - (1) 派遣要請の理由
 - (2) 派遣希望人数
 - (3) 派遣希望日時及び期間
 - (4) 派遣先
 - (5) その他必要事項

(柔道整復師に対する指揮等)

第4条 柔道整復師による医療救護活動の調整を図るため、乙が派遣する柔道整 復師に対する指揮は、現場の医師が行うものとする。

(柔道整復師の業務)

第5条 乙が派遣する柔道整復師は、主に次に掲げる内容の医療救護活動業務を 行う。

- (1) 負傷者に対する応急手当(柔道整復師法に規定された業務の範囲)
- (2) 負傷者に対する応急手当に必要な施術用資機材及び衛生材料等の提供
- (3) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

(費用弁償)

- 第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費 は、甲が負担するものとする。
 - (1) 柔道整復師の派遣に要する経費
 - (2) 乙が携行した施術用資機材及び衛生材料等を使用した場合の実費弁償
 - (3) 医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の扶助費
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、その定めるところによる。

(医事紛争発生時の対応)

第7条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と密接な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項または協定について、疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、その後においても同様の取り扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

- 甲 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市 千葉市長 神 谷 俊 一
- 乙 千葉市中央区末広 3-21-6 公益社団法人 千葉県柔道整復師会 会 長 木 村 光 雄